

第 19 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和 4 年 6 月 20 日 (月) 午後 1 時 30 分
会 場 塩川ふるさと会館 2 階 ホール

2 委員定数 19 名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子

委 員

1 番 高橋 忠一	2 番 高野 進	3 番 渡部 清孝
4 番 小沢 勝則	5 番 武藤 常雄	6 番 二瓶 崇
7 番 菊地 貴	8 番 山口 久人	9 番 大津 康男
10 番 小林千代松	11 番 平田 恭一	12 番 木戸 賢治
13 番 木村富士男	14 番 小林 博行	15 番 菅井 大輔
16 番 岩崎 茂治	17 番 佐藤 光伸	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 40 号 会務報告について

報告第 41 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 92 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 93 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 94 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 95 号 現況確認証明申請について

議案第 96 号 農用地利用集積計画について

議案第 97 号 農用地利用配分計画（案）について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 誄 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 佐 藤 崇 史

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日の総会には、報告 2 件、議案 6 件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第19回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、16番 岩崎茂治委員、18番 齋藤澄子委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第40号 会務報告について」及び「報告第41号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第40号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第41号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔5件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第40号及び報告第41号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第40号及び報告第41号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第40号及び報告第41号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第92号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1については、1番 高橋忠一委員、No.2については、5番 武藤常雄委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。農地法第3条所有権移転案件No.1について、ご報告いたします。去る6月10日午前8時より現地並びに申請者〇〇〇氏の代理人である〇〇〇氏、この2人は兄弟ですが、弟の〇〇〇氏に案内していただき、聞き取り調査を行って参りました。譲渡人については他県在住により欠席のため、譲受人の方だけに出席をいただきました。現地は市内で〇〇〇の東側に位置し、狭く変形な田が沢山あるような地区でございます。現況については田であり、植え付けをしている部分と植え付けをしていない部分がありますが、植え付けをしていない部分については耕耘はしてあるということでしたので、いつでも耕作が出来る状態であると見て参りました。以上のことから本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○武藤常雄委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

5番武藤です。農地法第3条所有権移転案件No.2について、ご報告いたします。去る6月6日に電話のほか、訪問により現地調査並びにご両名から内容の聞き取り調査を行いました。本申請に伴う権利の取得につきましては、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第92号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第92号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第93号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1については、7番 菊地貴委員、No.2については、2番 高野進委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菊地貴委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。農地法第4条案件No.1について、ご報告申し上げます。去る6月10日午前10時45分より、高橋農業委員と私、事務局より誼高次長、申請者の〇〇〇さん、代理人の〇〇〇行政書士事務所の〇〇〇さん

立ち会いのもと現地調査を行いました。今ほど事務局より説明があった通り、申請地の南側は平成26年6月に転用済で貸駐車場となっており、今回はその北側の農地の申請です。申請地は自宅から遠く面積も小さいことから、作付けすることなく、除草するだけの農地でありましたが、近隣の方から駐車場として借り受けたいとの要望があり、今回の申請に至ったそうです。用水路との接続もなく、建設物の計画もないことから何ら問題はないと判断いたしました。以上です。

○高野進委員

〔No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

2番高野です。農地法第4条案件No.2について、ご報告申し上げます。去る6月9日午前10時半から申請人の株式会社〇〇〇代表取締役〇〇〇氏立ち会いのもと現地調査及び聞き取り確認を行いました。出席委員等は日下推進委員と私、事務局から山都総合支所の安部副主査の3名でございます。本申請は事務局から説明がございましたように、前回の第18回総会において審議し承認されました議案第89号の農業振興地域整備計画の変更についてと関連しておりまして、その後令和4年5月23日付けで喜多方市農業振興地域整備計画の用途区分の変更手続きが完了しております。申請地の一部には簡易な建屋が設置されておりましたが、仮設の物であること又、東側に隣接する田につきましては、現地調査に出席しておりました日下推進委員が耕作している田でございまして、何ら支障を及ぼすことはないことを確認しておりますので、今後の効率的な農地の利用に支障を及ぼすことはないものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第93号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第93号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第94号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転5件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1、No.2については、7番 菊地貴委員、No.3、No.4については、1番 高橋忠一委員、No.5については、11番 平田恭一委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菊地貴委員

〔所有権移転のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕
7番菊地です。農地法第5条移転案件No.1について、ご報告申し上げます。去る6月9日午前10時より高橋農業委員と私、事務局より誼高次長、申請者の〇〇〇さん、代理人の〇〇〇行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。申請地は新興住宅地内にあり周辺では多くの住

宅が建設されております。宅地のニーズが高まっていることから、それに対応し5区画の宅地の分譲をするためのものです。水路、道路共に整備済で住宅地の中にあり周辺に農地はなく、転用によって生じる支障は問題ないと判断いたしました。

続きまして、No.2でございますが同様に高橋農業委員と私、事務局より誼高次長、申請者の〇〇〇さんと代理人の〇〇〇行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。こちらも申請地は新興住宅地内にあり、周辺に多くの住宅が建設されており、宅地のニーズが高まっていることから、12区画の住宅地を分譲するためのものです。事務局より説明があったとおり、現地確認時、地目が原野となっている部分においては申請上、顛末書の提出を依頼し、顛末書が提出されております。また、申請地は原野を含め5筆ございますが、1枚の水田となっており水稻が作付けされておりました。南側に農地はございますが、申請者本人の農地であり、また南側にあるため日照等に支障はなく、排水においても西側の道路側溝へ流すとのことで、他への流入はありません。よって、転用によって生じる支障はなく問題ないと判断いたしました。以上です。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo.3、No.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕
1番高橋です。農地法第5条移転案件No.3について、ご報告します。去る6月9日午前9時35分ごろより実施しました。出席者は菊地農業委員と私、事務局より誼高次長、譲渡人の〇〇〇さん、代理人の〇〇〇行政書士とで現地並びに聞き取り調査を行って参りました。これについては、先ほど事務局の誼高次長からもあったように、既に完成している状況なので周辺に迷惑がかかるということもございませんので、何ら支障を及ぼすことはないと判断しました。

続きまして、No.4についてですが、こちらも同じく6月9日9時15分ごろより菊地農業委員と私、事務局より誼高次長、譲渡人の〇〇〇さ

ん、譲受人の〇〇〇さんの立ち会いのもと、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。こちらも先程事務局より説明があったように、既に完成しております、昭和56年頃の話しであり、南側に田がありますが、しっかりした土留めの塀が出来ておりますので、どこにも迷惑はかからないと判断しました。以上です。

○平田恭一委員

〔所有権移転のNo.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番平田です。農地法第5条移転案件No.5について、現地調査の結果を報告いたします。去る6月9日午前9時より譲受人の〇〇〇氏は欠席、譲渡人の〇〇〇氏及び代理人の行政書士〇〇〇氏立ち会いのもと事務局から塩川総合支所佐藤主査、委員から二瓶委員と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は塩川町〇〇〇でありまして、周囲は土地区画整理により宅地化が進められており、上下水道も引き込み済みで地目は田となっておりますが、利用状況は不耕作地でありました。周辺の状況としては、申請地の西側が全面道路であり、東側の道路まで一体の土地でありましたが、分筆して東側約1/3は農地として残すという状況です。南側、北側には既に住宅が建っておりました。申請地の土地利用計画にあたりまして、土砂の流出防止措置として周囲に土砂が流出しないよう十分注意して造成する。農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさない措置として、敷地を縦断するように東西方向に排水側溝を敷設し、そこに雨水を流し、そこから西側の道路側溝へ流す。また、申請地の東側に農地が残りますが、建物は西側の敷地の北側に位置し、南部分は駐車場として利用するため、日照等の営農に支障をきたさないようにするとのことでありました。以上により農地の転用、移転に特に問題なしと判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第94号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第94号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第95号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No. 1、No. 2、No. 3について、6番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○二瓶崇委員

〔No. 1、No. 2、No. 3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番二瓶です。現況確認証明案件No. 1について、説明申し上げます。去る6月9日午前9時30分頃より申請人の代理人の土地家屋調査士の〇〇〇さん、私と平田委員、今井推進委員、事務局より佐藤主査立ち会いのもと現地確認を行いました。当申請地は、昭和48年頃に道路が整備

されたことに伴いまして、申請地だけ取り残されて以後耕作されておらず、原野化したものと思われます。

続きまして、案件No.2とNo.3について説明申し上げます。案内図にあります通り、この2つの申請地は同一地に隣接しているため、一緒に併せて現地確認を行いました。案件No.1と同じように、申請人は欠席で土地家屋調査士の〇〇〇さん、平田委員、私と今井推進委員、事務局の佐藤主査立ち会いのもと午前9時45分頃より現地確認を行いました。申請地は立ち入って調査することが甚だ困難だったため、ドローンを飛ばして上空からの確認となりました。平成8年頃から耕作されておらず、樹木等が生い茂り原野化したと思われます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第95号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第95号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第96号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[利用権設定43件を朗読、説明。]

○議長

それではここで、議案第96号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○木村富士男委員

13番木村です。27ページのNo.32番の賃借料が畑で10a当たり9,100円というのはいさし高い気がするのですが、いかがでしょうか。

○事務局

お答えいたします。先程も申し上げたところですが、申請地の地目は畑となっておりますが、用水路の利用が出来る農地になっているため、こちらの地区の田の平均賃借料9,100円となっておりますが、そちらと同じ賃借料設定とさせていただいております。以上です。

○議長

木村委員よろしいですか。

○木村富士男委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第96号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第97号 農用地利用配分計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用配分計画（案）1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第97号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○木戸賢治委員

12番木戸です。確認のためにお訪ねしたいんですが、この中で1筆畑があるんですけども、畑でも16,700円なのでしょうか。

○事務局

現在6月22日で解約をする予定になっております。水稻、野菜につきましてもこの土地も一緒に併せて田の賃貸借の料金でということで、お互いの合意をもって今までやっていたということですので、息子さんの〇〇〇さんもその内容を引き継いでやりたいということで、内容を確認してございます。以上です。

○議長

木戸委員よろしいでしょうか。

○木戸賢治委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

○菅井大輔委員

15番菅井です。少し確認したいんですけども、〇〇〇さんが借りていた農地を解約して、息子さんの〇〇〇さんが借り換えるという内容ですか。ここは法人化していると思うのですが、法人名で借りない理由は何なのか教えていただきたいと思います。

○事務局

共同経営者という立場でやっていたところなんですけど、〇〇〇さんが経営者から退いて経営については〇〇〇さんの方に経営移譲ということで届出が出ているところであります。

○事務局

法人というのはあくまでも林業関係の会社だと思うのですが、〇〇〇さんは農業経営としては法人として借りている農地はないということです。〇〇〇さん親子で親と息子さんの共同経営という形で農業経営をされているということでございます。

○議長

菅井委員よろしいでしょうか。

○菅井大輔委員

わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第97号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第19回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会) 14 : 45